

広島県告示第千一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名称	主たる 事務所の 所在地		事業所の 名称	事業所の所在地		変更 年月日
	有限会社きき らぎヘルパー ステーション	三次市十日市 東五丁目一四 番一号		有限会社きき らぎ居宅介護 支援事業所	新	
			三次市十日市 東五丁目一四 番一号	三次市十日市 中一丁目四番 一号		平成二二年八 月一日